

静岡県立大学修学支援基金規程

平成 29 年 9 月 28 日 規程第 177 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学おおぞら基金規程第 4 条第 1 項に規定する特定基金として、静岡県立大学修学支援基金（以下「修学支援基金」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 修学支援基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する支援（以下「修学支援事業」という。）を目的とする。

(修学支援基金の用途)

第 3 条 修学支援基金は、次のいずれかの事業に充当するものをもって構成する（本学への入学に関して寄附されるものを除く。）。

- (1) 授業料、入学料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図る事業
- (2) 学資金を貸与又は給付する事業
- (3) 教育研究上必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担する事業
- (4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を本学の教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する事業

(寄附の用途の特定)

第 4 条 寄附者があらかじめ用途を特定しない場合であって、静岡県公立大学法人寄附金等取扱規程第 3 条の規定により、理事長がその用途を修学支援事業に指定した寄附金は、修学支援基金として管理する。

(寄附の用途の変更の禁止)

第 5 条 修学支援基金に対して拠出された寄附の用途は、変更してはならない。

2 修学支援基金から貸与事業の実施に充てるために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者から金銭が法人に償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援基金に帰属するものとする。

(雑則)

第 6 条 理事長は、この規程に定めるもののほか、修学支援基金に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。